

V F M (Value For Money) に関するガイドライン (案) の要旨

[本ガイドラインの性格]

- ・国が P F I 事業を実施する際、特定事業の選定等に当たって行われる V F M の評価について解説するもの。
- ・国以外の者においても参考となり得るもの。
- ・事業の円滑な実施のため、法・基本方針にのっとりつつ、本ガイドライン以外の方法を実施することを妨げない。
- ・必要に応じ、今後、本ガイドラインを変更、又は新たなガイドラインを示すこともあり得る。

一 V F M 評価の基本的な考え方

- ・ V F M とは、一般に、「支払に対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方で、V F M の評価は、P F I 事業による実施が効率的かつ効果的であるかどうかを評価する方法。
- ・ 公共部門が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担見込総額 (P S C) と、P F I 事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担見込総額 (P F I 事業の L C C) を算定し、比較することが基本。この場合、 $P S C > P F I$ 事業の L C C であれば、V F M があることとなる。

(注) P S C : Public Sector Comparator

L C C : Life Cycle Cost

二 P S C の算定

- ・ 公共部門が自ら実施する場合の通常の事業形態 (請負、委託等) を前提に経費を積み上げ、リスク等に対する調整を行った上で、現在価値に換算 (調整については四 1 及び 2、現在価値への換算については四 3 参照) 。
- ・ 別表として、P S C 算定のための参考様式例 (コスト比較方式、キャッシュフロー比較方式) を示す。

三 P F I 事業の L C C の算定

- ・ 民間事業者が事業を実施する場合を想定し、その上で公共施設等の管理者等が事業期間全体を通じて負担する費用を算定。財政上の支援等に対する調整を行った上で、現在価値に換算 (調整については四 2、現在価値への換算については四 3 参照) 。

- ・算定に当たっては、コンサルタント等の活用、類似事業に関する実態調査、市場調査等により、民間事業者の損益計画、資金収支計画等を各年度毎に想定。

四 V F M評価における留意事項

1 リスクの定量化

- ・ P F I事業の L C Cは、 P F I事業で民間が負担すると想定したリスクの相当額を含むので、 P S Cにも、これに対応する公共部門が実施する場合のリスクの相当額を算入することが必要。
- ・当該リスクの定量化に当たっては、これまでの経験や市場調査等によるデータ等をもとにできる限り定量化し、 P S Cに算入。

2 基本方針一 3（2）の「適切な調整」について

- ・公共施設等の管理者等がその財政負担により財政上・金融上の支援を行う場合、これを P F I事業の L C Cに算入。
- ・また、当該公共施設等の管理者等として民間事業者から税込等の収入が現実にあると見込まれる場合、その分財政負担が少なくなることから、 P F I事業の L C C、 P S Cからそれぞれ収入額を控除。

3 現在価値への換算

- ・換算の割引率については、例えば、長期国債利回りの過去の平均や長期見通し等を用いる方法がある。

4 評価結果の公表

- ・ P S C及び P F I事業の L C Cは、原則として特定事業の選定の際に公表する。但し、その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがある場合等は、差又は比を示すこととしても差し支えない。

五 公共サービスの水準等に対する評価

- ・特定事業の選定の段階においては、民間事業者の計画がまだ明らかになっていないことから、同一のサービス水準の下で V F Mを評価。
- ・一方、民間事業者の選定の段階においては、応募者が計画するサービス水準の評価が可能。この場合、募集に当たり予め明示した評価基準により評価。